

中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号）第62条及び地方調達物品の監督及び検査等について各幕僚監部から各地方防衛局への依頼業務に関する基本協定（平成19年9月1日）第3条及び第5条の規定に基づき、南関東防衛局における中央調達等の事務の処理に関する達を次のように定める。

平成27年10月1日

南関東防衛局長 土本 英樹

南関東防衛局における中央調達等の事務の処理に関する達

（目的）

第1条 この達は、南関東防衛局における中央調達等の事務の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（中央調達に係る補助者）

第2条 中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号）第3条第1項の規定による中央調達に係る補助者として、南関東防衛局長（以下「局長」という。）が指名する職員は、次表の部課の欄の区分に応じ、官職の欄にそれぞれ掲げる官職にある者とする。

部 課	官 職
調達部	部長、次長（装備担当）、首席検査官
装備課	課長、システム調整官、装備管理官、主任原価監査官、主任検査官、原価監査官、検査官、保全専門官、情報セキュリティ監査官

- 2 前項に掲げる官職にある者以外の者が中央調達に係る補助者となる場合には、局長が別に指名するものとする。
- 3 局長は、前各項により補助者を指名したときは、指名を受ける者の官職及び氏名等について、別紙により、速やかに防衛装備庁長官に通知するものとする。
- 4 局長は、前1項及び2項により指名された官職の職員が異動等により補助者の指名を解除する場合には、解除する者の官職及び氏名等について、別紙により、

速やかに防衛装備庁長官に通知するものとする。

（地方調達に係る依頼業務の委任）

第3条 地方調達物品の監督及び検査等について各幕僚監部から各地方防衛局への依頼業務に関する基本協定（平成19年9月1日）に基づき実施する依頼業務に係る事務を委任する職員は、調達部長とする。

（事務処理要領）

第4条 この達の実施に関し必要な要領は、調達部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 中央調達の事務等に関する業務処理について（通達）（南防第2001号。20.4.1）は、廃止する。

別紙
発簡番号
発簡年月日

防衛装備庁長官 殿
(調達管理部調達企画課長気付)

南関東防衛局長

支出負担行為担当官補助者（指名・解除）通知

- 1 指名（解除）を受ける者の官職
- 2 指名（解除）を受ける者の氏名
- 3 指名（解除）となった年月日
- 4 指名を受ける者の事務の範囲